予防接種に関する検討会 中間報告書(平成17年3月)の概要

O はじめに

予防接種に関する検討会(以下、「本検討会」という。)は、高齢者へのインフルエンザ予防接種の導入を定めた平成13年の改正予防接種法の附則第2条に記された、「5年後に検討を加える」旨の規定を受けて設置され、定期予防接種の対象疾患の現状と課題について最新の知見を踏まえて議論するとともに、現行では予防接種法の対象疾患となっていないが将来的には導入の可能性のある疾患についても検討を加えたものである。

〇 定期接種対象疾患等について

疾患	課題	対 応
麻しん	〇 依然として、数多くの患者が発生し流 行が続いている状況にある。	① 1歳児を対象とした低年齢層での流行を 減らすため標準的な接種期間を生後12~ 15月(従前は生後12~24月)に改め、 保護者や関係者らに広く周知する。
風しん	〇 若年成人の間で風しんの免疫を持た ない者が少なからず存在し、風しんが流 行した場合に先天性風しん症候群の発 生が懸念される。	① 風しんの予防接種の2回接種を導入し、より強固な集団免疫の獲得を目指す必要がある。
ジフテリア 百日咳 破傷風	○ ワクチン接種率が低下すると再び患者数の増加が予想される。 ○ 特に百日咳は、最も重症化しやすい1歳未満の患者が圧倒的に多いため、対象年齢(生後3月)に達した後、可能な限り早く接種を行い、接種率向上を図ることが重要。	① 現行、DT2期接種にかわりDPTワクチンを定期接種に組み入れるためには、更なる研究・検討が必要である。
ポリオ	○ インドやアフリカの一部などで地域流行が認められる。 ○ 経口生ワクチン(OPV)接種者にポリオ麻痺が数百万人に1人の割合で発生。 ○ 世界中の根絶が達成されるまでは予防接種の継続が必要である。	① 不活化ワクチン(IPV)の早期導入の必要性と2次感染者に対する救済制度創設が必要であり、IPVの早期導入に向け、関係者は最大限の努力を行うこと。
日本脳炎	○ 発症した場合の重篤性が高く、流行に際した社会不安の可能性○ ヒトからヒトへ感染しないこと、患者が激減していること○ ワクチン製剤の安全性の確保	① 今後も接種機会の確保が重要 ② 日本脳炎の予防接種のあり方については 更に検討が必要 ③ より安全性の高いと考えられている組織 培養型ワクチンへの早期転換に向け、関係者 の努力が必要。

	〇 高齢者へのインフルエンザ予防接種	① 高齢者はハイリスクであり積極的に接種
インフルエンサ゛		を勧奨するのが国際的認識であり、定期接種
	〇 小児へのインフルエンザ予防接種	対象者から高齢者を外す必要性を示す知見
		は得られていない。
		② これまで得られた知見からは、現行の方法
		によって小児に接種した場合の有効性には
		限界があることが示唆されている。
		③ 上質な疫学研究の推進、研究結果に対する
		適切な評価検証、国民への正確な情報提供に
		努める必要がある。
		④ より有効性の高いワクチン開発や現行ワ
		クチンの接種方法などの改良の推進。

〇 定期接種未対象疾患等について

疾患	課題	対 応
水痘	○ ワクチン接種後に、軽症ながらも水痘罹患が10~15%の頻度で発生する。 ○ 接種率が高くなると、ワクチン接種後水痘が増加する。 ○ 接種率によっては成人水痘が増加する。	① 定期接種化に当たっては、国民の理解と合意形成が前提。 水痘ワクチンの接種を勧奨する目的や必要性について更に整理するとともに関係者は 予防接種法の対象疾患類型を再検討するに 当たって、水痘ワクチンの位置付けについても併せて考慮すべきである。
流行性耳 下腺炎	〇 現在、わが国で使用されている流行性耳下腺炎ワクチンは高い有効性が確認されているものの、無菌性髄膜炎の頻度が 1,000から6,000件に1例程度発生する。	① 定期接種化に当たっては、国民の理解と合意形成が前提。 副反応軽減のための改良を図ること。
インフルエンザ 菌 b 型に よる菌 症 変 膜 炎	O わが国の学会等からの導入の期待は高いものの海外で使用されているワクチンの中にエンドトキシンが高いものがあるとの報告があった。	 厳重な市販後調査を実施するなど安全性に配慮した上で、接種希望者にワクチン接種できる体制を早期に整えるよう関係者の努力が必要。 定期接種化に当たっては、疾患の重篤性、発生頻度を十分に勘案した上で、わが国において有効性、安全性、費用対効果等の知見を収集する必要がある。
肺炎球菌 に脳炎と 髄膜炎	〇 海外では、肺炎球菌ワクチンとインフル エンザを併用接種した場合の有効性を示唆 する研究が報告されており、国内でも知見 が集積されつつある。	① 定期接種化に当たっては、わが国において 有効性、安全性、費用対効果等の研究を進め、 更に知見を収集することが前提。

注: 平成17年3月時点の知見に基づくものである。

O おわりに

本検討会では、主として個別疾患の予防接種のあり方について検討を進めてきたが、 今後、予防接種法の対象疾患類型別の再検討をはじめ、予防接種についての横断的・制 度的課題の検討を進めることとしたい。